

各社会福祉施設等
各医療施設等 } 管理者 殿

徳島県保健福祉部 保健福祉政策課
国保・自立支援課
医療政策課
健康づくり課
長寿いきがい課
障がい福祉課

社会福祉施設・医療施設等における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

日頃は、本県保健福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、社会福祉施設及び医療施設等においては、強い危機感をもって施設内での感染拡大防止対策に取り組むことが重要であります。
今後、人の往来が増加する年末年始を控え、次の事項に十分留意し、対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

特に、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職、送迎を行う職員、調理員、派遣労働者、業務受託者を含め、施設において働く全ての業務従事者が、改めて、一人ひとりが感染しないよう細心の注意を払うとともに、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底するなど、その行動や健康管理に万全を期すよう、取組みをお願いいたします。

- 1 出勤前の体温計測や施設等に立ち入る前の再度の体温測定を行うとともに、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを、改めて施設内の全ての業務従事者へ周知徹底すること。
- 2 マスクの着用や手洗い、消毒、3密の回避、定期的な換気などの基本的な感染防止対策とともに、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤仕事から休憩などの居場所の切り替わりによる、気の緩みや環境の変化）への注意を徹底すること。
- 3 施設の利用者、入所者については、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有を図ること。
- 4 家族等との面会を実施する際は、体温の計測や体調確認を行うとともに、時間や人数を制限するなど厳重な感染予防策を徹底すること。
- 5 外部業者等の施設内への立ち入りについては、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行い、発熱等が認められる場合には入館を断ること。

（参考資料）

【社会福祉施設等向け】

○令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

【医療施設等向け】

○令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685821.pdf>